

議案第110号 三田市固定資産評価員の給料及び旅費支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和7年12月31日付で副市長が辞任することにより、次期の固定資産評価員として一般職の職員を選任するため、必要な改正を行う。

2 一部改正する条例

三田市固定資産評価員の給料及び旅費支給等に関する条例

3 改正の内容

一般職の職員が三田市固定資産評価員の職を兼ねる場合は、給料を支給しないこととする。

4 施行期日

令和8年1月1日